

# いきいき長寿プランふじさわ 2023

概要版

藤沢市高齢者保健福祉計画  
第8期藤沢市介護保険事業計画

一人ひとりの想いに寄り添えるまち ふじさわ



2021年(令和3年)3月

藤沢市

## はじめに

国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口によれば、現在、わが国の4人に1人以上が高齢者（65歳以上の方）、7人に1人以上が75歳以上の方となっており、世界でも類を見ない超高齢社会を迎えております。今後も、高齢化は着実に進むと見込まれており、団塊ジュニア世代の方が高齢者となる2040年（令和22年）には3人に1人以上が高齢者、5人に1人以上が75歳以上と見込まれ、2040年（令和22年）を見据えた課題への対応を今から進めていく必要がございます。



また、2020年（令和2年）は新型コロナウイルス感染症が全世界に蔓延し、これまでの日常生活を大きく覆す事態が生じました。この環境の変化は高齢者の皆さまにとって重くのしかかっているため、コロナ禍における新しい生活様式を意識した取組や活動支援が大切であると考えております。

このような状況の中、人生100年時代を見据え、誰もが安心して、より長く元気に暮らせるよう、「介護」・「医療」・「予防」・「生活支援」・「住まい」を包括的に提供する「地域包括ケアシステム」をさらに深化・推進すると共に、新しい生活様式に基づく施策を展開していくことが必要となっております。

そのためには、支えあう地域社会の実現に向け、地域に根ざした活動を展開している多様な方々と連携し、それぞれの役割を担いながらマルチパートナーシップによる取組を推進することが重要であると考えております。

これらを踏まえ、藤沢市ではまちづくりコンセプトの1つとして、「共生社会の実現をめざす誰一人取り残さないまち」（インクルーシブ藤沢）を掲げ、誰もが住み慣れた地域で、その人らしく、安心して暮らし続けることができるよう、交流の場づくりや担い手づくりを推進するとともに、人と人との世代や分野を超えて地域を共に創っていく地域共生社会をめざし、複雑化・複合化した地域生活課題を解決するための包括的な支援体制と多機関協働でのネットワークの構築をより一層進めていくこととしております。

本計画では、すべての市民を対象とする「藤沢型地域包括ケアシステム」の基本理念のもと、理想とする高齢社会像を「一人ひとりの想いに寄り添えるまち ふじさわ」とし、4つの基本理念と8つの基本目標を掲げ、施策を展開してまいります。

今後とも、「郷土愛あふれる藤沢」の実現をめざしたまちづくりに向け、すべての市民が健康で生きがいを持って暮らすことができるよう取り組んでまいりますので、より一層のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました市民の皆さま、熱心にご議論いただいた藤沢市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会委員の皆さまをはじめ、ご協力いただいた関係者の皆さまに心よりお礼を申し上げます。

2021年（令和3年）3月

藤沢市長 鈴木 恒夫

## 1. 計画の概要

### (1) 2025年、2040年を見据えた計画策定

国立社会保障・人口問題研究所の日本の将来推計人口（平成29年推計。出生中位（死亡中位）推計）によれば、2025年（令和7年）には、前期高齢者が1,497万人（総人口比12.2%）、後期高齢者が2,180万人（総人口比17.8%）となり、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年（令和22年）には、さらに後期高齢者が増加し、2,240万人（総人口比20.2%）となる見込みです。また、介護サービスニーズの高い85歳以上人口の急速な増加も見込まれています。さらに、19歳以下の将来推計人口は、2025年（令和7年）には、1,943万人（総人口比15.9%）となり、2040年（令和22年）には、1,629万人（総人口比14.7%）と著しく減少していくことが見込まれています。

そのような人口構造の変化が予測されるなか、国や県では、2025年（令和7年）を見据えて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、人生の最期まで尊厳をもって自分らしい生活を送ることができるよう「介護」「医療」「予防」「生活支援」「住まい」が包括的に提供される社会の実現に向け、地域包括ケアシステムの深化・推進が進められてきました。

今後、人口構造の急激な変動が見込まれるなか、地域社会を取り巻く環境の変化を踏まえ、制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係から、人と人、人と社会とがつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる、「地域共生社会」の実現をめざすことが必要となっています。

#### ◆◆◆地域包括ケアシステムの深化・推進と地域共生社会の実現◆◆◆

「地域包括ケアシステム」は、高齢者が住み慣れた地域で、自分らしく、いつまでも安心して暮らすために、「介護」「医療」「予防」「生活支援」「住まい」を包括的に提供できる仕組みです。

地域包括ケアシステムでは、高齢者本人の尊厳が守られ、希望に沿った「住まい方」が確保されていることが必要です。

そして、その住まいにおいて、心身の状態などに応じ、インフォーマルな支援を含め、様々な「介護予防・生活支援」を活用しながら、安定した日常生活を送れるよう、支援することが基本となります。

また、必要に応じて、専門職による「医療・看護」、「介護・リハビリテーション」、「保健・福祉」のケアが一体的に提供できることが必要です。

さらに、その前提として、本人や家族が在宅生活を選択することの意味を理解し、その心構えを持つことが重要です。



出典：厚生労働省資料

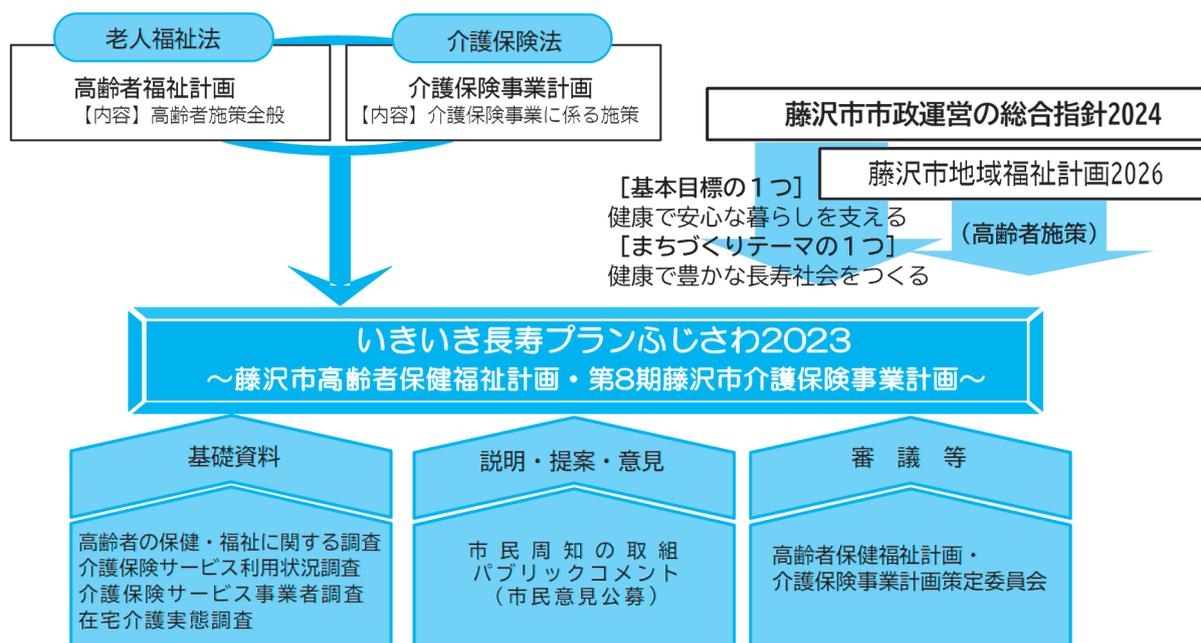
## (2) 計画の性格

本計画は、老人福祉法に基づく計画（高齢者保健福祉計画）と、介護保険法に基づく計画（介護保険事業計画）を一体のものとして策定した行政計画です。

高齢者保健福祉計画は、高齢者福祉サービスの提供、高齢者の生きがいづくりや社会参加の促進、地域の中で明るく心豊かに暮らせる環境づくりなど、基本的な高齢者施策分野の政策目標を示すとともに、その実現に向けて取り組むべき施策全般を盛り込んだ計画です。

介護保険事業計画は、要介護・要支援者等の人数を踏まえ、必要とされるサービスの見込量、介護サービス基盤の整備目標、各種事業の円滑な実施など、保険給付や地域支援事業の円滑な実施に関する方策を盛り込んだ計画です。

また、基礎資料とするための様々な調査を実施するとともに、パブリックコメント（市民意見公募）を行い、広く市民の皆様からご意見をいただきました。さらに、藤沢市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会において、本計画の内容を審議し、計画を策定しました。



### (3) 計画の期間

本計画期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間です。計画期間の最終年度である令和5年度には見直しを行い、次年度以降の計画を策定する予定です。

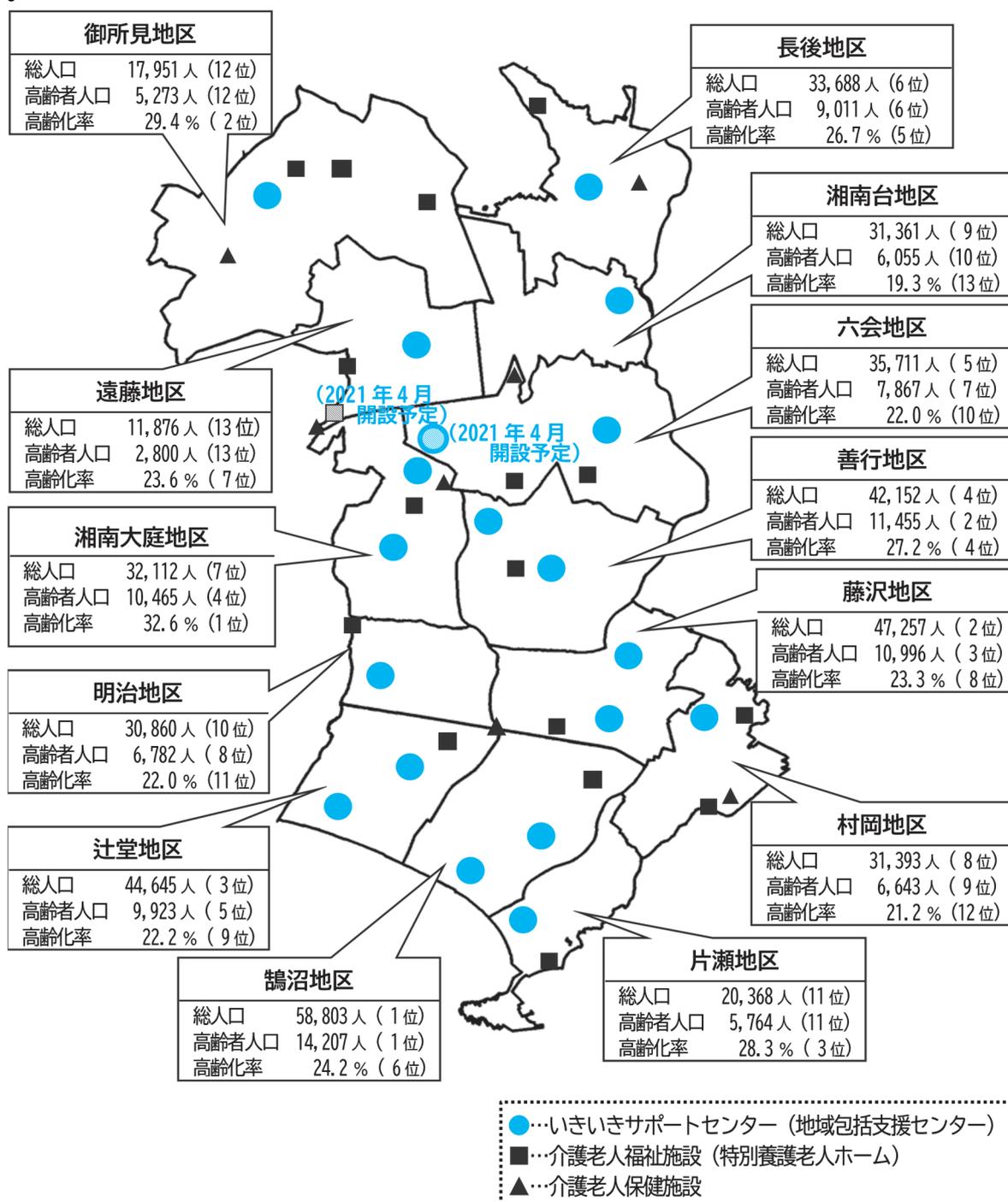
また、本計画は、すべての団塊の世代が75歳以上に達する2025年（令和7年）をめざした地域包括ケアシステムの整備、更に現役世代が急減する2040年（令和22年）の双方を念頭に、中・長期的に高齢者人口や介護サービスニーズを見据えつつ、各種取組を実施していきます。

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
藤沢市市政運営の 総合指針 2020 (平成 29 年度～令和 2 年度)			藤沢市市政運営の 総合指針 2024 (令和3年度～令和6年度)						
いきいき長寿プラン ふじさわ2020 (藤沢市高齢者保健福祉計画・ 第7期藤沢市介護保険事業計画)			【本計画】 いきいき長寿プラン ふじさわ2023 (藤沢市高齢者保健福祉計画・ 第8期藤沢市介護保険事業計画)			藤沢市高齢者保健福祉計画・ 第9期藤沢市介護保険事業計画		藤沢市高齢者保健福祉 計画・第10 期藤沢市介 護保険事業 計画	
藤沢市地域福祉計画 2020 (平成 27 年度～令和 2 年度)			藤沢市地域福祉計画 2026 (令和 3 年度～令和 8 年度)						
ふじさわ障がい者プラン 2020 「きらり ふじさわ」 ふじさわ障がい者計画 (平成 27 年度～令和 2 年度)			ふじさわ障がい者プラン 2026 ふじさわ障がい者計画 (令和 3 年度～令和 8 年度)						
第5期ふじさわ障がい福祉計画 (平成 30 年度～令和 2 年度)			第6期ふじさわ障がい福祉計画 (令和 3 年度～令和 5 年度)						
第1期ふじさわ障がい福祉 計画 (平成 30 年度～令和 2 年度)			第2期ふじさわ障がい福祉 計画 (令和 3 年度～令和 5 年度)						
藤沢市子ども・子育て 支援事業計画 (平成 27 年度～令和元年度)		第2期藤沢市子ども・子育て支援事業計画 (令和2年度～令和6年度)							
元気ふじさわ健康プラン <藤沢市健康増進計画 (第2次)> (平成27年度～令和6年度)									
第2期藤沢市国民健康保険データヘルス計画 (平成 30 年度～令和 5 年度)									
第7次神奈川県保健医療計画 (平成 30 年度～令和 5 年度)						第8次神奈川県保健医療計画 (令和 6 年度～令和 11 年度)			
神奈川県高 齢者居住安 定確保計画 (平成 27 年度～ 平成 30 年度)		神奈川県高齢者居住安定確保計画 (令和元年度～令和10年度)							

## (4) 日常生活圏域の設定と現状

介護保険法では、市町村介護保険事業計画において、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付など対象サービスを提供するための施設整備の状況やその他の条件を総合的に勘案し、日常生活圏域を定めるものとしています。

本市においては、市民センター・公民館を設置している13地区の地区割りを基本に様々な施策を展開していることから、本計画においても、13地区を日常生活圏域として設定します。



※ 住民基本台帳に基づく。2020年（令和2年）10月1日現在。

## 2.

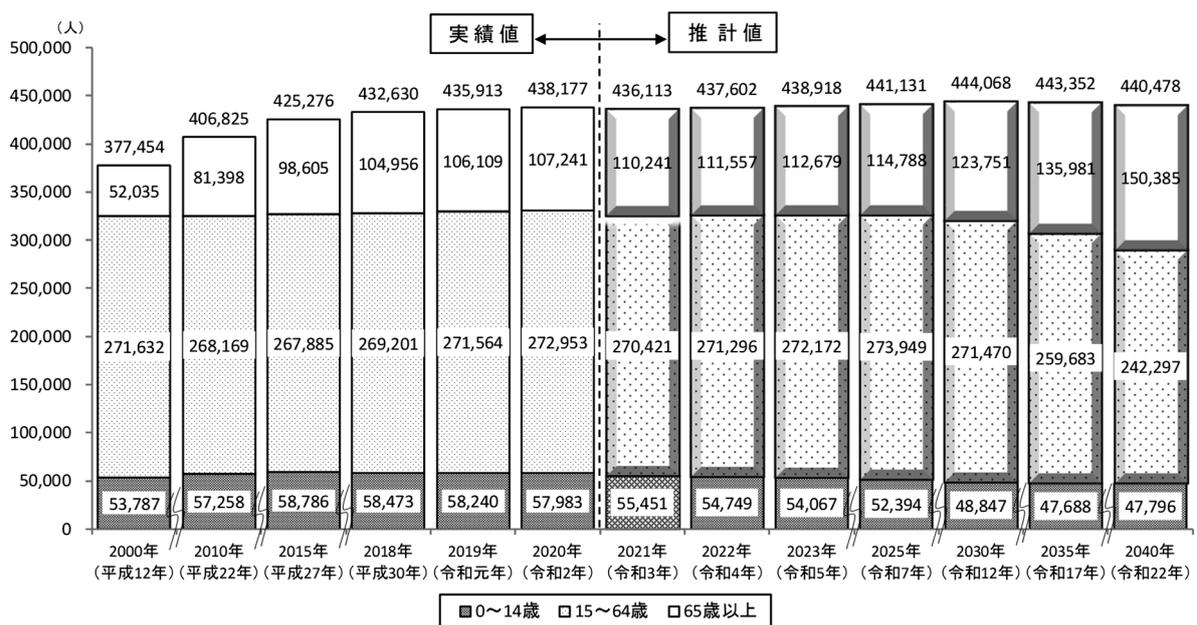
### 高齢者を取り巻く状況

#### (1) 高齢化の状況

##### ① 藤沢市の総人口の動向と今後の見通し

住民基本台帳によれば、本市の総人口は、2020年（令和2年）10月1日現在、438,177人となっており、年々増加傾向にあります。

国勢調査に基づく推計によれば、本市の総人口の今後の見通しは、2030年（令和12年）に444,068人でピークを迎え、その後は減少に転じる見込みです。



※ 令和2年度までは、住民基本台帳に基づく人口。各年10月1日現在。

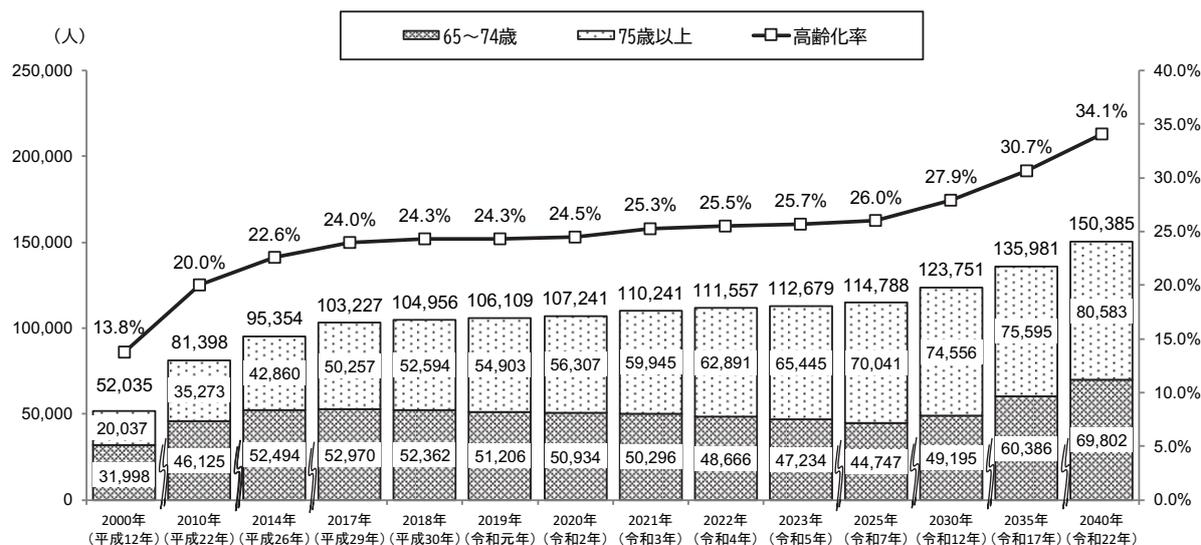
※ 令和3年度以降は、平成29年度 藤沢市将来人口推計から引用（平成27年国勢調査に基づく推計値）。  
 各年10月1日現在。

## ② 高齢化の動向と今後の見通し

住民基本台帳によれば、本市の高齢者人口（65歳以上人口）は年々増加傾向にあり、2013年（平成25年）には高齢化率が21%を超え、超高齢社会といわれる都市となりました。

2020年（令和2年）10月1日現在、高齢者人口は107,241人、高齢化率は24.5%で、約4人に1人が高齢者となっています。

今後も高齢化は進行し、2035年（令和17年）には高齢化率は30.7%と3割を超え、2040年（令和22年）には34.1%となり、約3人に1人が高齢者となると見込まれます。

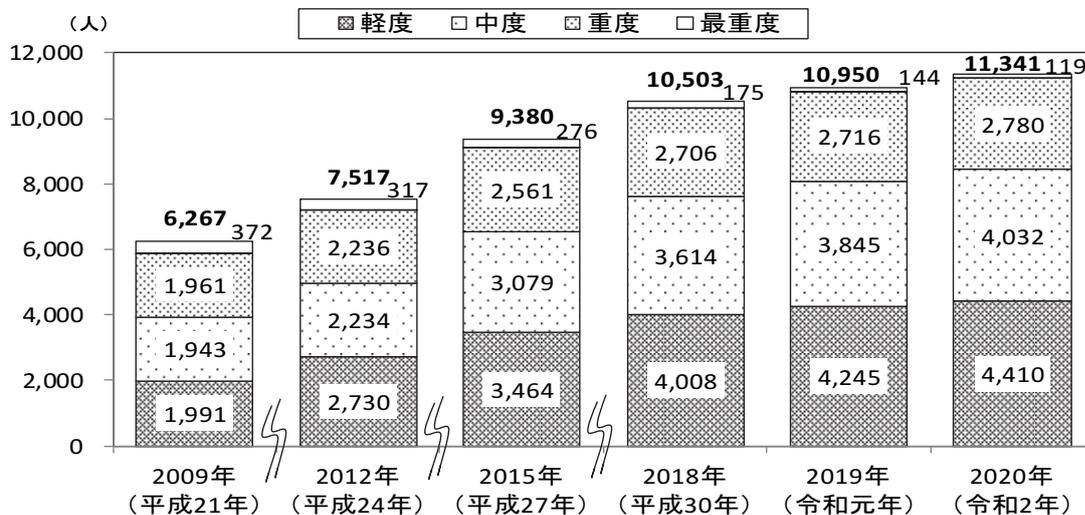


※ 令和2年度までは、住民基本台帳に基づく人口。各年10月1日現在。

※ 令和3年度以降は、平成29年度 藤沢市将来人口推計から引用（平成27年国勢調査に基づく推計値）。各年10月1日現在。

## ③ 認知症高齢者の動向

介護保険認定調査の「認知症高齢者の日常生活自立度」により、認知症があると認められた高齢者数は、2020年（令和2年）9月末現在で11,341人となっており、毎年増加傾向にあります。



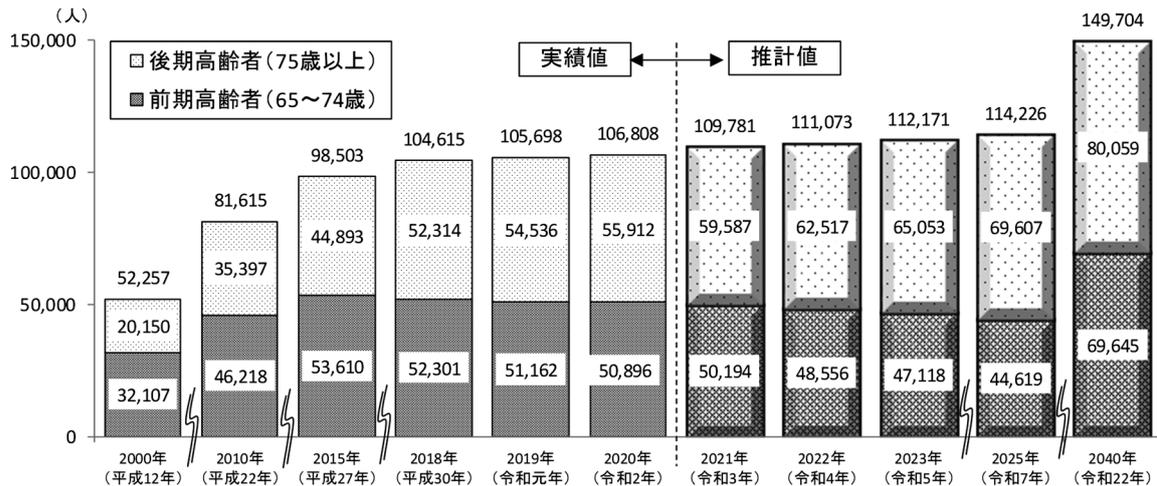
※ 2012年（平成24年）までは各年度末現在。2015年（平成27年）以降は9月末現在。

※ 住所地特例該当者を含む。

## (2) 介護保険を取り巻く状況

### ① 第1号被保険者の推移と今後の見通し

本市の第1号被保険者数は、2020年（令和2年）9月末現在、106,808人となり、前年に比べて1,110人増加しています。第1号被保険者数は今後も増加を続け、2025年（令和7年）には114,226人、2040年（令和22年）には、149,704人となる見込みです。

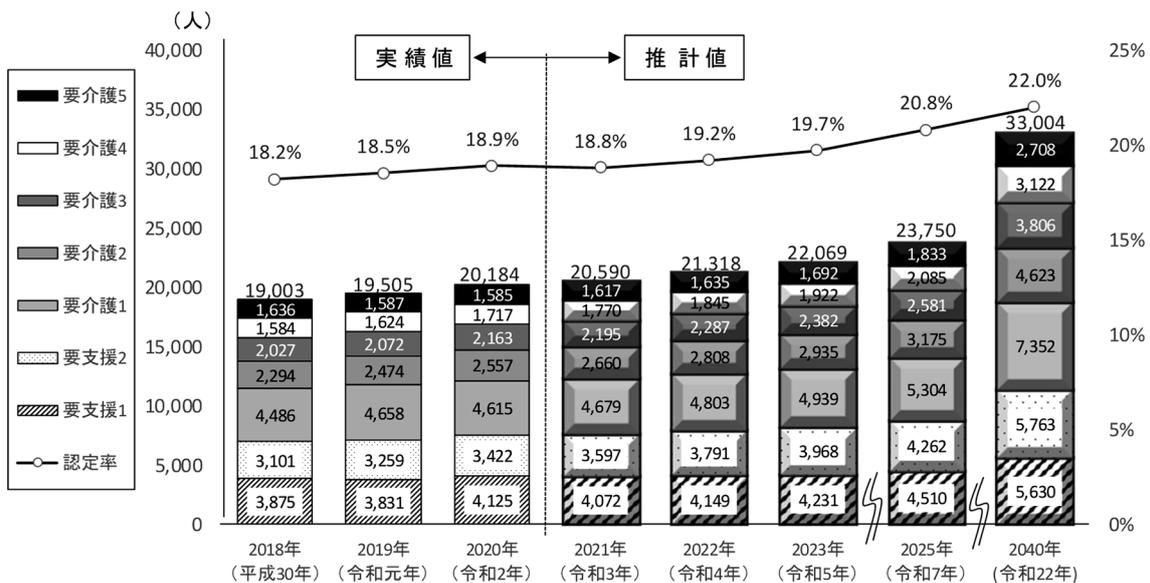


※各年10月1日現在。2021年(令和3年)以降は推計値。

### ② 要介護・要支援認定者の推移と今後の見通し

本市の要介護・要支援認定者数（第2号被保険者を含む）は、高齢者数の増加に伴い年々増加し、2020年（令和2年）9月末現在、20,184人となっています。

今後も増加傾向は継続し、第8期計画の最終年度である2023年（令和5年）には、22,069人、2040年（令和22年）には、33,004人となる見込みです。



※各年9月末現在。2021年(令和3年)以降は推計値。

### (3) 社会情勢等を踏まえた新たな課題

#### ■高齢者の社会参加に対する期待

超高齢社会において、高齢者は「支えられる人」であるというこれまでの一般的な関係性から、意欲がある高齢者については、その社会参加を通じて高齢者の生活支援の担い手として自らが地域を「支える側」として活躍することが期待されています。

#### ■健康寿命の延伸に向けた取組の必要性

健康寿命の延伸に向けては、高齢者対象の介護予防とともに、若い頃からの生活習慣病予防や健康づくりへの取組を意識して継続していくことが大切です。

また、高齢期においては、いきいきと活動する場としての地域活動への参加や多様な就業機会の確保なども求められています。

#### ■自立支援・重度化防止に向けた取組の仕組みづくり

高齢者一人ひとりが、自立した生活を送ることや、たとえ要支援・要介護状態になっても、その状態をさらに悪化させないことは大変重要なことです。

高齢者自身が生活の中で、生きがいや目標を持ち、それに向けて持てる力を最大限に生かすことができるような支援が求められています。

#### ■相談機能の強化・支援体制の充実

いきいきサポートセンター（地域包括支援センター）をはじめとする身近な相談機関と、各福祉分野の相談支援機関、市民活動団体等が相互に関わりを持ち、当事者の意思、自己決定を尊重しながら、保健・医療、権利擁護、住まいなどについて、多機関・多職種が連携した包括的な相談支援体制を充実することが求められています。

### (4) 取り組むべき重点的事項

前計画「いきいき長寿プランふじさわ 2020」の取り組むべき重点的事項は、地域包括ケアシステムの深化・推進を掲げ進めてきました。

本計画では、地域包括ケアシステムを更に広げ、地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービスなどの提供に向けた取組を進める必要があります。

そのため、前計画の取り組むべき重点的事項を継続課題として継承するとともに、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部改正に対応する取組を、本計画の基本目標として位置づけることで、引き続き、重点的に取り組んでいきます。

### 3. 基本構想

#### (1) 理想とする高齢社会像

高齢者人口の変化に伴う高齢化率などの推移、社会情勢を踏まえ、本市では、前計画の考えを継承しつつ、地域包括ケアシステムの推進をめざし、理想とする高齢社会像を次のとおり掲げ、様々な施策を推進していきます。

#### 理想とする高齢社会像

一人ひとりの想いに  
寄り添えるまち ふじさわ

#### 一人ひとりの 想いに寄り添えるまち ふじさわ

高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けるためには、若い頃からの社会とのつながりを意識したフレイル予防を推進していくことが重要です。そして、福祉・介護・医療が連携して、できる限り自立した生活が継続できるよう支援するとともに、一人ひとりの想いに寄り添い、その人らしい暮らしを支えていくことが必要であり、そのための市民への ACP の普及啓発や多職種連携、多機関協働を進めていきます。

また、高齢者がこれまで培ってきた知識や経験を活かし、趣味の活動や地域活動などに主体的に参加することで、高齢者が地域のなかでいきいきと活躍する健康なまちを引き続きめざしていきます。

#### (2) 基本理念

理想とする高齢社会像をめざし、新たな生活様式の中で地域包括ケアシステムを推進するためには、「自助・互助・共助・公助」の視点から、自立できる高齢者を増やしていくとともに、支援を必要とする人への包括的な支援やサービス提供体制を深化・推進する必要があります。

地域包括ケアシステムが効果的に機能するためには、それぞれの地域の特性を活かし、「自助」を基本としながら、「互助」、「共助」、「公助」を適切に組み合わせることが重要であり、特に、高齢化の進展に伴い、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯がさらに増加することから、多様化する生活支援ニーズに対応するため、新たな生活様式の中での「自助」「互助」を軸とする地域の支えあいも重要になります。

また、「公助」を担う行政の役割としては、「自助」、「互助」の取組を支えるとともに、住民の福祉を最終的に担保する主体として、公的サービスの提供基盤の整備や専門性の強化、相談支援体制の充実について、責任を持って取り組むことが必要です。

本市の理想とする高齢社会像を実現していくために、健康寿命日本一をめざすとともに、前計画の「自助・互助・共助・公助」の概念を理念化した4つの基本理念を引き続き、継承していきます。

### (1) いつまでも健康であり続けることができるよう支援します

ますます進展する超高齢社会において、団塊の世代が後期高齢者となる2025年（令和7年）が目前に迫り、その具体的な取組の実施や、高齢者人口がピークを迎える2040年問題を見据え、特に元気で意欲ある高齢者が自ら地域の担い手となった地域づくりが求められています。

このためにも、高齢者がいつまでも元気に自分らしく暮らせるよう、持続可能な医療保険制度の改定に基づいた「健康づくり」や「介護予防」を重視した施策を展開し、元気な高齢者が地域を支える側として、地域で活躍できる支援を行います。

### (2) 身近な地域で自立した生活が継続できるよう支援します

高齢者が、これまで培った知識と経験を活かした社会参加ができ、住み慣れた地域で新たな生活様式を認識する中で、暮らし続けられる仕組みが必要です。

高齢者の心身の健康を保持し、介護が必要になっても、必要なサービスを受けながら、その人の能力に応じて自立した生活が継続できるよう支援していきます。

### (3) 市民と行政が協働し、支えあう地域社会を実現します

支援する側もされる側も、すべての高齢者が、お互いの役割を認めつつ、支えあう中で、住み慣れた地域で暮らし続けられることが重要です。

地域における多様な生活ニーズに的確に対応するためには、マルチパートナーシップによる多様な主体が互いに協働する取組を推進し、支えあう地域社会を実現していきます。

### (4) 個人の尊厳と主体性を尊重します

個人の主体性を尊重し、認知症になっても、高齢者が住み慣れた地域で、その人らしく暮らせる地域づくりや、終末期の過ごし方や医療などに関して希望に添った支援をすることは大切な視点です。

個人の人生の目標や生きがいを大切にした支援を行います。

### (3) 基本目標

本市の理想とする高齢社会像の実現に向けて、次の8項目を基本目標に掲げ、重点的に取り組み、地域包括ケアシステムの深化・推進を進めていきます。

#### 基本目標1 生きがいをもって暮らせる地域づくりの推進

今後、ますます増加する高齢者が、住み慣れた地域で元気に安心して暮らし続けていくためには、一人ひとりに合った地域での関わりを続けられるようにしていくことが大切であり、その生活の中での社会参加への貢献や生きがいづくりにつなげていくことで、いきいきと活動する高齢者が増加することが望ましい姿であると考えます。

日常から自立の継続に向けた意識の向上を図るとともに、健康づくりや介護予防などの共助、居場所やボランティア活動など様々な社会参加による互助、それらを支える公助としての仕組みづくりを関係機関と連携を図りながら進めていきます。

#### 基本目標2 認知症施策の総合的な推進

認知症の人ができる限り住み慣れた地域で、自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症への理解を深め、認知症の有無にかかわらず、同じ社会の一員として地域で共に生きていくことが求められています。

今後も、認知症の人の視点を大切にし、若い世代、企業も含む様々な対象へ、認知症に対する普及啓発を推進していきます。

また、認知症・軽度認知障がい（MCI）が疑われる場合には、早期に受診し、支援につなげるために、関係機関が有機的に連携した支援体制づくりを推進していきます。

さらに、介護者の負担軽減のために、介護サービスの活用や、認知症カフェ、家族教室、家族同士のピア活動の支援などの取組の充実を図っていきます。

認知症の予防については、高齢者が集う身近な場で、認知症予防に資する活動を推進していきます。

#### 基本目標3 介護予防と健康づくりの推進

『ヘルスケア・コミュニティケア』（「地域活動など、積極的な社会参加は地域の活性化につながり、人とのかかわりが個人の健康にもつながる。」）視点で、引き続き、参加型の介護予防と、社会参加の場としての居場所づくりに取り組みます。

また、「居場所づくり（社会参加）」という「集う」ことにこだわらない、「出番づくり（社会的役割）」として、高齢者個人の得意分野を生かした役割を活用した取組を進めます。

さらに、フレイル予防に着目し、高齢者の生きがいづくりとしての居場所のほか、専門職が介護予防のプログラムを実施する場や、身近な地域で気軽に参加でき、地域でのお互いの見守りにもつながる公園体操などの地域活動を充実させていきます。

#### 基本目標4 医療・介護及び福祉連携による在宅生活の充実

日常生活におけるサービスの提供に加え、医療及び介護のニーズを併せ持つ高齢者が増加することに対応するため、医療・介護及び福祉の連携による支援体制づくりが必要です。

医療機関からの退院支援や日常の在宅療養の支援、急変時の対応、看取りなど、様々な状態へ迅速に対応することが望まれます。

高齢者が住み慣れた地域で、できる限り在宅生活が継続できるよう、医療・介護及び福祉が連携・協力した一体的な支援体制づくりを進め、高齢者の地域での日常生活を支援します。

#### 基本目標5 介護保険サービスの適切な提供

今後の介護サービス基盤の整備においては、高齢者人口はもとより、地域の実情、介護離職ゼロの実現、有料老人ホーム等の高齢者向け住まいの整備状況なども踏まえて、ニーズを的確に把握し、中長期的な視点をもって進めていく必要があります。

そして、計画的な基盤整備を進めるにあたっては、慢性的に不足している介護人材の確保が必要不可欠であり、介護現場における職員の定着や生産性向上も視野に入れた支援の促進を図る必要もあります。

計画的に基盤整備を進めるとともに、事業所指導、ケアプラン点検などの強化による介護保険事業の適正な運営を推進し、適切なサービスが提供される体制づくりをめざします。

#### 基本目標6 安心して住み続けられる環境の整備

多様化する高齢者のライフスタイルに応じた住まいの確保支援において、民間の空き家・空き室を活用する居住環境の確保について住宅政策と連動した取組が求められています。

地域のつながりや生活環境のニーズに応じた施策を展開するとともに、高齢者や介護する家族の孤立化・孤独化を防ぎ、それぞれが地域の中で安心して住み続けられる仕組みをつくっていきます。

#### 基本目標7 地域生活課題に対応する相談支援の充実

高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らし続けていくためには、社会構造や生活環境の変化に応じた、地域の生活圈域ごとの様々な課題に対応する相談体制の充実が求められます。

今後、複雑・複合化する支援ニーズや地域課題に対応するため、13圏域における断らない相談体制のさらなる強化に加え、高齢・障がい・子ども・困窮等、各制度の相談支援事業を一体的に行う重層的支援体制の整備など、地域づくりに向けた支援を強化していきます。

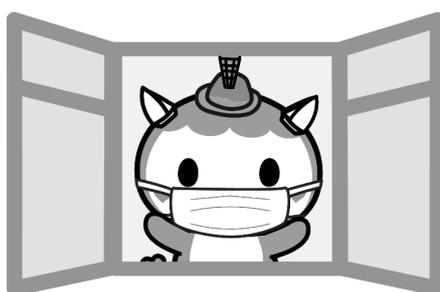
## 基本目標8 非常時(災害・感染症等)の対応

平常時からの顔の見える関係づくりや、多様な主体と協働した見守りの取組などの地域づくりは、災害時などの非常時の助け合いにつながります。

災害に対する各自の「備え」についての普及啓発を行い、「取り残さない、取り残されない」コミュニティ、「見守り上手・見守られ上手」のまちづくりを推進します。

また、新型コロナウイルス感染症等の蔓延時には、外出や人とのかかわりが遮断される状況になることから、「新しい生活様式」に基づいた個々による生活意識の改革と、様々な工夫が必要になります。

今後、あらゆる関係部門と協議、連携を図るなかで、感染予防、拡大防止に配慮した助け合いの地域づくりを進めるとともに、介護予防、要介護の重度化防止、医療・介護連携の推進などに取り組んでいきます。



## 4. 施策の展開

### 基本目標1 生きがいをもって暮らせる地域づくりの推進

#### 【施策1】 生きがいづくりの支援

超高齢社会を迎え、高齢者のライフスタイルや嗜好が多様化する中、平均寿命も延び、2019年（令和元年）では、男性が81.41歳、女性が87.45歳となっています。（厚生労働省「令和元年簡易生命表」より。）

「人生100年時代」を見据え、健康で充実した人生を過ごすことができる社会を築いていくことが重要です。高齢者が地域で元気に暮らせるよう、趣味や教養の向上に関する講座の実施やサークル活動の支援を行うとともに、高齢者が気軽に集まり、活動できる場を提供するなど、高齢者の生きがいづくりを推進します。

施策の展開	主 な 事 業	
(1) 高齢者の多様な活動・居場所の支援	① シニア世代の起業支援 ③ ゆめクラブ藤沢（老人クラブ） ⑤ 敬老事業 ⑦ いきいきシニアライフ応援事業	② いきいきシニアセンター（老人福祉センター） ④ 高齢者福祉大会・高齢者スポーツ大会 ⑥ 敬老祝金 ⑧ 老人憩の家・老人ふれあいの家
(2) 生涯学習などの支援	① 生涯学習人材バンク「湘南ふじさわ学びネット」 ③ 図書館宅配サービス	② 高齢者を対象とした生涯学習

#### 【施策2】 社会参加活動の支援

現在、高齢者の中でも団塊の世代が、後期高齢者となる2025年（令和7年）を見据え、元気な高齢者が増加することに伴い、健康や生きがいづくり、社会参加施策の重要性がより一層高まり、高齢者自らが地域を「支える側」として、活躍していくことが期待されます。

こうした状況から、高齢者自らが「人生100年時代」のライフデザインを考えていくとともに、働き方や社会参加の促進、ボランティアの育成及び地域団体等への活動支援を通して、高齢者が参加しやすく、高齢者個人の活躍を支えていく地域社会づくりを推進します。

施策の展開	主 な 事 業	
(1) ボランティアの育成・支援	① ふじさわボランティアセンターとの連携 ③ いきいきパートナー事業 ※（総）	② 地区ボランティアセンターへの支援
(2) 高齢者の就労・就業支援の促進	① シルバー人材センターへの支援	② 中高年齢者向け就労支援セミナー
(3) 地域活動団体への支援	① 市民自治組織・地域団体への支援 ③ 愛の輪福祉基金による活動団体助成	② 市民参加型団体等の育成・支援

※（総）・・・介護予防・日常生活支援総合事業の略

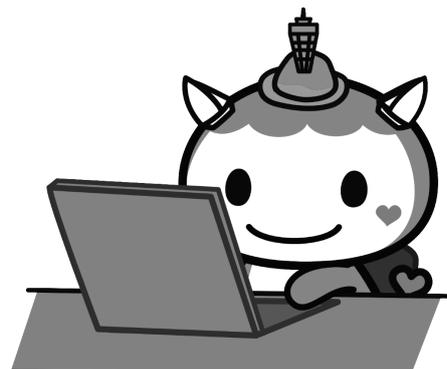
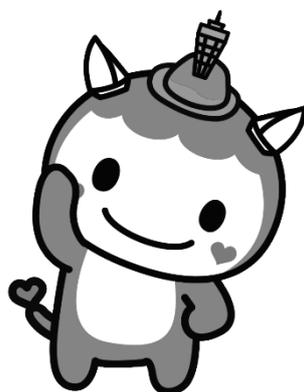
### 【施策3】 地域コミュニティの活性化

超高齢社会・核家族化の進展、社会情勢の変化などに伴い、地域におけるコミュニティが希薄化する中、複雑な事情を抱えながらも相談する相手がなく、孤立してしまう状況を防ぐためにも、日頃からの声かけなど地域内におけるつながりの強化や身近に心のよりどころとなるような場を確保し、人の和を広げ、互いの暮らしを協力して支えあう仕組みづくりが重要となっています。高齢者同士・多世代と交流できる機会の提供、介護予防、日常生活の相談・支援などにより、地域コミュニティの活性化を図り、元気に暮らせる地域づくりを推進します。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止の対策を講じ、安全に利用できる場の提供と、ICTを活用するなどの新しい生活様式をふまえたコミュニティのあり方を検討します。

施策の展開	主 な 事 業
(1) 地域交流拠点の推進	① 地域ささえあいセンター ※(総)      ② 地域の縁側
(2) 地域福祉を支える関係機関等との連携・支援の推進	① 藤沢市社会福祉協議会との連携      ② 地区社会福祉協議会への支援

※(総)・・・介護予防・日常生活支援総合事業の略



## 基本目標2 認知症施策の総合的な推進

### 【施策1】 認知症支援体制の充実・強化

超高齢社会を迎え、認知症高齢者が増加する中で認知症の人やその家族が、地域で自分らしく過ごすためには、早期からの予防に取り組むとともに、認知症・軽度認知障がい(MCI)が疑われる場合には、早期支援につなげることが重要です。

また、認知症の人やその家族の生活を支援できるよう、早期診断・早期対応を含め、三師会（医師会・歯科医師会・薬剤師会）をはじめとした専門職による支援体制の充実・強化を図っていきます。

さらに、認知症に関する正しい知識を広く普及することは、本人の不安軽減とともに周囲の人の気づきの促しとなります。ひとり暮らし高齢者が認知症になっても、住み慣れた地域で尊厳をもって暮らせるよう、幅広い世代に対して認知症に関する正しい知識の普及啓発や情報提供を行い、認知症の人やその家族を地域で見守り、支える地域づくりに努めます。

施策の展開	主 な 事 業	
(1) 認知症の早期発見 ・早期受診・診断・ 対応	① 認知症簡易チェックサイト ③ 認知症初期集中支援チーム	② もの忘れ相談 ④ 認知症受け入れ医療機関情報の提供
(2) 「認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるまち」をめざして	① 認知症ケアパスの活用 ③ おれんじサポーターの養成 ⑤ 認知症カフェの開催	② 認知症サポーター養成講座 ④ 認知症地域支援推進員 ⑥ 認知症等行方不明 SOS ネットワーク

### 【施策2】 認知症予防の推進

2019年（令和元年）6月に国が取りまとめた「認知症施策推進大綱」は「共生」と「予防」を柱としています。ここで言う予防とは、認知症にならないという意味ではなく、認知症になるのを遅らせる、または認知症になっても進行を緩やかにするという意味です。

また、認知症施策推進大綱では、運動不足の改善、糖尿病や高血圧症等の生活習慣病の予防・社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持などが、認知症予防に資する可能性が示唆されていることを踏まえ、予防に関するエビデンスを収集・普及し、正しい理解に基づき、予防を含めた認知症への「備え」としての取組を進めていきます。

施策の展開	主 な 事 業
(1) 認知症予防のための事業の充実と普及啓発	① 認知症予防に関する事業 ※（総）

※（総）・・・介護予防・日常生活支援総合事業の略

### 基本目標3 介護予防と健康づくりの推進

#### 【施策1】 健康寿命の延伸

我が国の平均寿命と健康寿命（健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間）との差は大きく、健康寿命の延伸が課題となっています。

本市は、健康寿命日本一をめざし、個人の健康づくりへの支援と、健康なまちづくりの体制整備に努めているところです。

また、地域では様々な住民主体による活動が展開され、今後もさらに「地域の支えあい活動」を支援し、取組を進めていくことが望まれています。日常生活を楽しくさせてくれる居場所や、一人ひとりが活躍できる場など、社会参加や生きがいが介護予防につながる、高齢者がいきいきと活躍できる取組を進めます。

施策の展開	主  な  事  業	
(1) 介護予防事業と連携した高齢者の保健事業の推進	① 健康づくりの推進	② 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施
(2) フレイル予防の促進	① 一般介護予防事業 ※(総) (普及啓発の推進) ③ 一般介護予防事業 ※(総) (地域で介護予防活動をする団体への支援)	② 一般介護予防事業 ※(総) (地域への専門職の派遣)

※(総)・・・介護予防・日常生活支援総合事業の略

#### 【施策2】 自立支援・重度化防止の取組

今後、ひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯、認知症高齢者が増加していくことが想定される中、高齢者等が要介護状態になることの予防と、要支援・要介護状態になっても状態を悪化させず、日常生活の自立に向けた取組が必要となります。

また、誰もが地域で活躍できる場や参加しやすい機会を増やすことは、地域の活性化とともに、地域活動を支える担い手の人たちにとっても、生きがいづくりや介護予防につながることから、サービスを利用する人も担い手も、すべての高齢者を対象に、地区における支えあい活動の中で展開されることが重要です。

高齢者の自立した日常生活の支援、要介護状態などになることの予防と要介護状態などの軽減や、悪化の防止に向けて、様々なサービス提供や取組を実施していきます。

令和3年度から、市町村の判断により、希望する居宅要介護被保険者が、総合事業の介護予防・生活支援サービス事業を利用することが可能となりました。

介護保険給付に組み合わせたケアプランの作成も含め、ケアマネジャーによるケアマネジメントを通じて適切な事業の利用が確保されるよう体制の整備を図ります。

施策の展開	主 な 事 業	
(1) 介護予防・生活支援サービス事業の推進	① 訪問型サービスA※(総) (基準緩和型サービス) ③ 介護予防マネジメント※(総)	② 訪問型サービスC※(総) (短期集中予防サービス)
(2) 生活支援の体制整備	① 生活支援コーディネーター	② 協議体の開催
(3) 地域ケア会議の開催	① 地域ケア会議	

※(総)・・・介護予防・日常生活支援総合事業の略

## 基本目標 4 医療・介護及び福祉連携による在宅生活の充実

### 【施策1】 日常生活の支援

高齢化の進展に伴い、ひとり暮らし高齢者や日中ひとりになる高齢者が増加し、日常生活において何らかの支援を必要とする高齢者の増加が予想されます。そのため、公的サービスなどのフォーマルな支援だけでなく、インフォーマルな支援などを含めた日常生活の支援が重要です。高齢者が住み慣れた地域でできる限り自立して暮らせるよう、民生委員、地域住民、NPO法人、民間事業者等、地域の多様な主体と連携を図り、引き続き、日常生活を支える支援を実施します。

施策の展開	主 な 事 業	
(1) 生活支援サービスの提供	① 生活支援型ホームヘルプサービス ③ 高齢者いきいき交流事業 ⑤ あんしんみまもりカード	② ごみの一声ふれあい収集 ④ ふれあい入浴事業
(2) 在宅福祉サービスの提供	① 緊急通報サービス ③ 寝具乾燥消毒サービス ⑤ 訪問理美容サービス ⑦ 福祉有償運送	② 紙おむつの支給 ④ 一時入所サービス ⑥ 藤沢市福祉タクシー利用券 ⑧ 高齢者世帯等の現況調査
(3) 介護者への支援 (ケアラーケア)	① 家族介護者教室	② ケアラー(介護者)に対する支援の充実

## 【施策2】 在宅医療・介護連携の推進

高齢者が、住み慣れた地域で暮らし続けるためには、医療・介護・福祉が連携した支援体制が必要です。

そのため、本市では、藤沢市医師会と協力して在宅医療の拠点（在宅医療支援センター）を運営し、多職種連携を進め、関係機関とのネットワークにより、本人の状態に応じた支援体制を推進してきました。

今後も、ますます増加が想定される高齢者が、自分らしく暮らしていくためには、引き続き、関係機関の連携を強化するとともに、生活支援体制整備事業等と連動した取組による、地域の多様な主体との包括的な支援体制の構築・推進が求められています。

施策の展開	主  な  事  業	
(1) 多機関協働による包括的支援体制の推進	① 在宅医療支援センター ③ 在宅医療に関する普及啓発 ⑤ 在宅療養者等歯科診療推進事業（お口の相談窓口） ⑦ かかりつけ薬局の普及啓発	② 在宅医療推進会議 ④ 多職種研修会 ⑥ 藤沢市障がい者等歯科診療事業

## 基本目標5 介護保険サービスの適切な提供

### 【施策1】 介護サービス基盤の整備

計画期間内における事業所整備については、これまでの整備状況や地域の実情、介護離職ゼロの実現、有料老人ホーム等の高齢者向け住まいの整備状況なども踏まえて、ニーズを的確に把握し、中長期的な視点とともに施設・居住系サービスと地域密着型サービスのバランスを考慮して整備を進めます。

施策の展開	主  な  事  業	
(1) ニーズを中長期的に見据えた整備目標	① GIS手法を用いた分析等 ③ 施設・居住系サービスの整備	② 介護離職ゼロ等に向けた基盤整備 ④ 地域密着型サービスの整備
(2) 共生型サービスの取組		
(3) リハビリテーションサービスの提供体制の推進		

## 【施設・居住系サービスの整備】

第8期計画の整備については、特別養護老人ホームの入所待機者の解消や介護離職ゼロの実現等に向けた基盤整備が課題となりますが、第7期の整備事業において、2021年（令和3年）4月に100床の開設が予定されていること、また、高齢者向け住まいと近隣市町の整備状況を考慮するとともに、不足する介護人材や老朽化対策なども考慮し、築30年以上になる既存の特別養護老人ホームの改築等や既存施設におけるショートステイ等からの転換を基本として計画床数100床を設定します。

なお、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護の整備計画については、待機者等の状況から目標値を設定しないこととします。

## 【特別養護老人ホームの整備状況】

在宅生活が困難な人の生活の場を確保するために、これまで、待機者の状況等を踏まえて整備を進めてきており、2021年（令和3年）4月には100床の特別養護老人ホームが開設する予定です。

計画期	計画数	開設年月	利用定員	備考
第4期整備計画まで	—	—	950人	—
第5期整備計画 (平成24年度～平成26年度)	300床	① 2017年（H29）2月	80人	新設
		② 2017年（H29）3月	90人	新設
		③ 2017年（H29）4月	130人	新設
第6期整備計画 (平成27年度～平成29年度)	150床	① 2018年（H30）5月	90人	新設
		② 2019年（H31）4月	46人 (増員分)	移転増設
第7期整備計画 (平成30年度～令和2年度)	100床	① 2021年（R3）4月予定	100人	新設
第8期整備計画 (令和3年度～令和5年度)	100床	—	—	—

## 【地域密着型サービスの整備状況】

介護や支援が必要になっても住み慣れた地域で自分らしい生活を続けることができるように、日常生活圏域を踏まえ、各サービスにおけるこれまでの整備状況やGIS手法を用いた分析などを勘案した事業所の整備を図ります。

〔在宅系サービス〕

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日常生活圏域		片	鵜	辻	村	藤	明	善	湘南大庭	六	湘南台	遠	長	御所見	合計
整備状況		瀬	沼	堂	岡	沢	治	行		会	台	藤	後		
2020 (R2) 年度までの設置	事業所数		1				1				1				3
第8期計画 整備予定事業所数		2 事業所													5

看護小規模多機能型居宅介護

日常生活圏域		片	鵜	辻	村	藤	明	善	湘南大庭	六	湘南台	遠	長	御所見	合計
整備等状況		瀬	沼	堂	岡	沢	治	行		会	台	藤	後		
第7期 (H30~R2) 整備数	事業所数								1				1		2
	利用定員								29				29		58
2020 (R2) 年度までの設置	事業所数					2			1	1			1		5
	利用定員					58			29	29			29		145
第8期計画 整備予定事業所数		3 事業所													8

〔居住系サービス〕

認知症対応型共同生活介護

日常生活圏域		片	鵜	辻	村	藤	明	善	湘南大庭	六	湘南台	遠	長	御所見	合計
整備状況		瀬	沼	堂	岡	沢	治	行		会	台	藤	後		
2020 (R2) 年度までの設置	事業所数	1	5	2	4	1	2	2	3	2	3	2	2	2	31
	利用定員	18	90	36	72	18	36	36	54	27	54	27	36	27	531
第8期計画 整備予定事業所数・必要利用定員		利用定員 36 人 (R4 定員 18 人、R5 定員 18 人) 必要利用定員総数 567 人													

### 【施策2】 介護現場の革新に向けた支援

少子超高齢社会の進展に伴い、生産年齢人口が減少し、働き手の確保が一層難しくなることが想定される一方、介護ニーズは今後も増加することが予想されます。

こうした社会情勢の中で、介護事業所が、地域における介護サービス提供の基盤として、より質の高いサービス提供をめざすとともに、安心の担い手としての役割を果たし続けることが重要です。

そのために、国では、「介護現場革新会議」を発足し、介護現場の生産性向上を促進し、社会構造の変革に対応できるよう、①人手不足の中でも質の維持・向上を実現するマネジメントモデルの構築、②ロボット・センサー・ICTの活用、③介護業界のイメージ改善と人材の確保といったテーマを掲げて取組を進め、本市においても、こうした国の動向を注視しつつ、県が行う各種施策と連携を図るとともに、介護事業所と意見交換を図りながら、人材確保等の課題に取り組んでいきます。

施策の展開	主 な 事 業
(1) 介護人材の確保・定着促進とイメージ改善	① 介護の入門的研修事業 ② 外国人介護職員受入支援事業 ③ 介護職員等研修受講料助成事業 ④ 介護のしごと相談会バスツアー ⑤ 介護の職場体験事業 ⑥ 介護のしごと出前授業 ⑦ 介護職員等キャリアアップ研修支援事業
(2) 人手不足に対応したマネジメントの構築	
(3) 介護ロボット・ICTの活用	① 介護現場の生産性向上プロジェクト

### 【施策3】 介護保険制度の適正な運営

高齢者が安心して生活できるようにするためには、その生活を支える介護サービスの役割が重要となるため、高齢者ニーズにきめ細かく対応する質の高いサービス提供が求められます。

そのため、事業者に対する助言などの支援が必要となる一方、介護サービス利用が増えることに伴う介護給付費等の増加が見込まれ、財政とサービスの両面の持続性を高めることが喫緊の課題となっており、給付費等の適正化や事業者への指導などを強化する必要があるため、保険者として、これらの取組を推進し、より適切かつ効果的なサービス提供などが行われる制度運営をめざしていきます。

施策の展開	主 な 事 業
(1) サービスの質の向上	① 地域密着型サービスにおける独自報酬の見直し ② ケアマネジメント支援事業 ③ 介護サービス相談員派遣事業 ④ 運営推進会議の支援
(2) 介護給付費等の適正化の推進	① ケアプラン点検 ② 介護給付費通知 ③ 要介護認定の適正化 ④ 縦覧点検・医療情報との突合 ⑤ 住宅改修等の点検
(3) 低所得者の支援	① 居宅サービス等自己負担額助成 ② 社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度 ③ 保険料の減免制度
(4) 介護事業者に対する指導・監査の強化	

## 基本目標6 安心して住み続けられる環境の整備

### 【施策1】 住まいなどの生活環境の整備

高齢者が安心して住み続けられる生活環境を築くためには、たとえ認知症や介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう、官民が協力して生活の基盤となる住まいを中心とした支援体制づくりが重要です。

超高齢社会による高齢者の住まい方が多様化する中、高齢者のニーズや状況に応じた多様な住まいの確保を推進するとともに、公共施設等の再整備において、ユニバーサルデザインによる人にやさしいまちづくりを推進します。

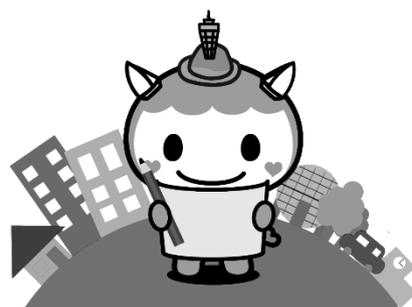
施策の展開	主 な 事 業	
(1) 多様な住まい方の確保・支援	① 養護老人ホーム ③ 高齢者の住まい探し支援	② 高齢者向け市営住宅
(2) 人にやさしいまちづくりの推進	① 公共施設・民間施設のバリアフリー化 ③ 歩行空間ネットワーク整備事業 ⑤ 公共交通機関のバリアフリー化 ⑦ 湘南すまいるバス	② 都市公園のバリアフリー化 ④ 道路バリアフリー化の推進 ⑥ 移動交通手段の確保

### 【施策2】 安全・安心なまちづくりの推進

高齢者の地域での孤立を防ぎ、安心して暮らすためには、普段からの地域コミュニティでのつながりが重要となっています。

地域の実情に精通する民生委員・児童委員や地域住民等と協力・連携を図りながら、地域全体で高齢者を相互に支援していく体制の構築を推進し、安全で安心なまちづくりを推進していきます。

施策の展開	主 な 事 業	
(1) 防犯などに対する取組の促進	① 高齢者の交通安全教室など	② ひとり暮らし高齢者などへの防火指導



### 【施策3】 地域と連携した見守り活動の推進

地域包括ケアシステムの推進にあたっては、高齢者ができる限り住み慣れた地域で生活していくことを基本とし、地域での見守りや支援が重要となっています。

近年、地域コミュニティの希薄化により、高齢者の孤立死・孤独死が社会問題となっている一方で、支援が必要と考えられる状態であっても、本人に自覚が無い場合や、支援を拒否する場合もあり、高齢者を巻き込む犯罪や消費者被害、虐待などの問題も顕在化しています。

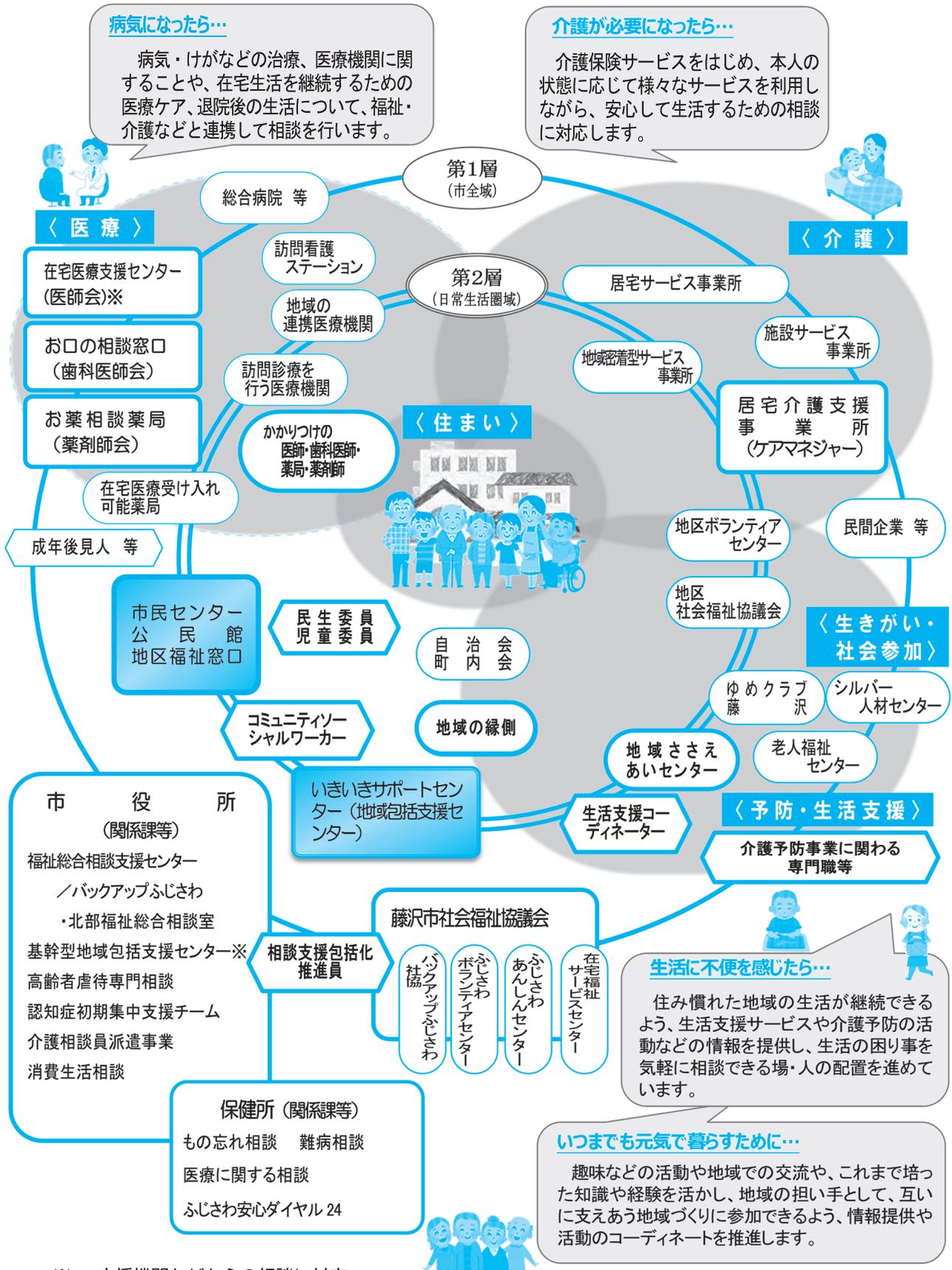
こうした状況を踏まえ、高齢者が安心して生活するためには、日常生活や様々な活動を通じた関係づくりが必要であるとともに、民生委員やコミュニティソーシャルワーカー（CSW）と連携し、地域全体でつながり・見守るネットワークづくりを推進していきます。

施策の展開	主 な 事 業
(1) 多様な主体が連携した見守り体制の強化	① 高齢者見守りネットワーク ② 友愛チーム ③ 藤沢地区保護司会との連携



<高齢者を取り巻く各分野の相談ネットワーク（イメージ）>

2020年度（令和2年度）現在



※・・・支援機関などからの相談に対応

## 基本目標7 地域生活課題に対応する相談支援の充実

### 【施策】 地域の相談支援体制の充実

高齢化が進展し、世帯構成の変化やライフスタイルの多様化が進むなかで、高齢者やその家族が抱える日常生活の課題も多様化・複雑化しています。

高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちをつくるためには、高齢者やその家族が抱える生活上の不安を丸ごと受け止め、必要な支援につなげることが必要です。身近な相談窓口から、多機関の連携・協働により包括的な支援へとつながる相談支援体制を充実するとともに、地域のつながりの中で、見守り体制づくりを促進します。

施策の展開	主 な 事 業	
(1) 相談支援体制の機能強化	① 福祉総合相談支援センター (総合相談) ③ 基幹型地域包括支援センター ⑤ 地域生活支援窓口「バックアップ ふじさわ」・「バックアップふじさわ 社協」 ⑦ 民生委員・児童委員 ⑨ 消費生活相談	② いきいきサポートセンター (地域包括支援センター) ④ コミュニティソーシャルワーカー (CSW) ⑥ 地区福祉窓口 ⑧ ふじさわ安心ダイヤル24
(2) 権利擁護の推進	① 高齢者虐待の防止 ③ 成年後見制度利用支援事業 ⑤ 市民後見人の育成・支援	② ふじさわあんしんセンターへの支援・ 連携 ④ 日常生活自立支援事業への助成

## 基本目標8 非常時（災害・感染症等）の対応

### 【施策1】 災害時等避難体制の整備

近年、全国で大雨・台風・地震などの自然災害が多く発生しており、高齢者を含めた死者・行方不明者など多くの犠牲者が出ている状況であり、防災や避難行動要支援者対策に関する取組、普段からの地域コミュニティでのつながりが重要となります。

そのために、自治会・町内会、自主防災組織、民生委員・児童委員等の地域との連携のもと、災害時に避難行動要支援者等を支援する体制を構築するとともに、居宅介護支援事業所（ケアマネジャー）をはじめとする介護事業所とも連携を図るなど、安否確認の体制づくりを進めていきます。

また、高齢者が避難生活を送る際は、身体機能・状況が悪化することが考えられ、フレイルや要介護状態に陥ることを少しでも食い止める必要があるため、避難所における健康面の危機管理について配慮できる環境づくりに努めていきます。

そして、要介護状態や障がいの程度により、指定避難所等での生活が困難な人については、福祉避難所として協定を締結している特別養護老人ホーム等への入所を要請することとしており、引き続き、福祉避難所の拡充に努めるとともに、各施設の特性を踏まえた福祉避難所の運営マニュアルを整理していきます。

特に重篤化しやすい高齢者については、新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症等の拡大防止に留意する必要があります。

今般の新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、災害、感染症等が発生した際は、関係部局等と連携し、速やかに多角的な対応が行えるよう支援体制の充実を図ります。

施策の展開	主 な 事 業	
(1) 自然災害時における施設入所者等の避難及び健康維持への取組	① 防災ラジオの無償貸与  ③ 避難所等における要配慮者支援  ⑤ 介護事業所における避難訓練等の充実	② 避難行動要支援者の避難支援体制づくり  ④ 避難確保計画の作成促進及び避難訓練の支援

## 【施策2】 新型コロナウイルス感染症に対する取組

新型コロナウイルス感染症の拡大が懸念される中、高齢者介護における感染症対策が課題となっており、介護事業所でのクラスター発生をはじめ、在宅ケア現場における事業の縮小、介護サービスの利用控えや社会参加の機会を失った高齢者の状態悪化なども懸念されています。

この状況が長丁場になることが想定されていることから、「新しい生活様式」に基づく高齢者の生活意識の改革と様々な工夫、そして介護事業所等における感染症対応への支援が強く求められています。

施策の展開	主 な 事 業	
(1) 新しい生活様式での健康づくり・介護予防	① 「自宅でも、一人でも」取り組む介護予防・フレイル予防の推進	② 新しい生活様式に対応した居場所づくり
(2) 介護現場における感染症対策の支援	① 介護サービスの業務継続のための支援	② 利用者の心身機能維持等に向けた支援

## 5. 介護保険事業の実績と見込み

### (1) 介護サービスの体系

介護サービスの体系は次のとおりです。

	市町村が指定・監督等を行うサービス	都道府県が指定・監督等を行うサービス	その他のサービス
介護給付	<p>【居宅サービス】</p> <p>居宅介護支援</p> <p>【地域密着型サービス】</p> <p>定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護 地域密着型通所介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</p>	<p>【居宅サービス】</p> <p>○訪問サービス 訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導</p> <p>○通所サービス 通所介護 通所リハビリテーション</p> <p>○短期入所サービス 短期入所生活介護 短期入所療養介護</p> <p>福祉用具貸与 特定福祉用具販売</p> <p>特定施設入居者生活介護</p> <p>【施設サービス】 介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護療養型医療施設 介護医療院</p>	住宅改修
介護予防給付	<p>【居宅サービス】</p> <p>介護予防支援</p> <p>【地域密着型介護予防サービス】</p> <p>介護予防認知症対応型通所介護 介護予防小規模多機能型居宅介護 介護予防認知症対応型共同生活介護</p>	<p>【居宅サービス】</p> <p>○訪問サービス 介護予防訪問入浴介護 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防居宅療養管理指導</p> <p>○通所サービス 介護予防通所リハビリテーション</p> <p>○短期入所サービス 介護予防短期入所生活介護 介護予防短期入所療養介護</p> <p>介護予防福祉用具貸与 介護予防特定福祉用具販売</p> <p>介護予防特定施設入居者生活介護</p>	介護予防住宅改修
地域支援事業	<p>【介護予防・日常生活支援総合事業】</p> <p>介護予防・生活支援サービス事業 訪問型サービス 通所型サービス 介護予防ケアマネジメント</p> <p>一般介護予防事業</p> <p>包括的支援事業</p> <p>任意事業</p>		

## (2) 介護保険サービス量の推計

第8期介護保険事業計画期間中の介護保険サービス量については、これまでの各サービスの利用実績や、今後のサービス基盤の整備計画等を踏まえて推計しました。

### ① 居宅サービス

#### 居宅サービスの推移

			2018年度 (H30)	2019年度 (R元)	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2040年 (R22)
訪問介護	介護給付	回/月	73,259	76,519	82,626	85,691	92,235	97,652	172,634
		人/月	2,842	2,902	2,951	2,989	3,126	3,256	5,363
訪問入浴介護	介護給付	回/月	1,372	1,364	1,387	1,286	1,302	1,350	2,586
		人/月	265	268	296	288	302	318	604
	予防給付	回/月	6	4	5	0	0	0	0
		人/月	2	1	1	0	0	0	0
訪問看護	介護給付	回/月	13,501	15,206	17,918	18,737	20,172	21,401	38,332
		人/月	1,430	1,603	1,813	1,846	1,950	2,046	3,680
	予防給付	回/月	2,244	2,809	3,760	4,089	4,447	4,684	6,705
		人/月	284	347	440	458	479	497	708
訪問リハビリテーション	介護給付	回/月	3,531	3,513	3,700	3,710	3,877	3,997	6,727
		人/月	322	321	336	337	352	367	616
	予防給付	回/月	604	657	688	670	678	708	1,013
		人/月	64	74	82	86	90	94	134
通所介護	介護給付	回/月	26,267	27,394	28,582	29,483	31,119	32,774	54,998
		人/月	2,791	2,924	3,003	3,073	3,228	3,370	5,600
居宅療養管理指導	介護給付	人/月	3,521	3,777	4,161	4,099	4,320	4,521	8,158
		予防給付	人/月	382	393	436	439	457	474
通所リハビリテーション	介護給付	回/月	5,476	5,269	3,703	3,779	3,965	4,136	6,669
		人/月	740	723	636	648	679	708	1,142
	予防給付	人/月	172	187	155	162	168	175	246
		人/月	172	187	155	162	168	175	246
短期入所生活介護	介護給付	日/月	8,561	8,280	8,040	8,287	8,940	9,447	16,666
		人/月	906	868	797	806	848	887	1,522
	予防給付	回/月	269	300	206	231	250	264	379
		人/月	47	50	33	35	37	39	56
短期入所療養介護	介護給付	日/月	591	689	523	539	577	609	1,018
		人/月	90	100	75	75	80	84	142
	予防給付	回/月	7	17	46	50	67	67	101
		人/月	1	3	3	3	4	4	6
特定施設入居者生活介護	介護給付	人/月	862	898	971	997	1,032	1,070	1,158
		予防給付	人/月	185	172	160	166	172	179
福祉用具貸与	介護給付	人/月	4,814	5,062	5,445	5,422	5,690	5,936	9,885
		予防給付	人/月	1,748	1,868	2,029	2,068	2,152	2,230
特定福祉用具購入費	介護給付	人/月	81	89	96	99	103	108	193
		予防給付	人/月	34	42	64	68	70	73
住宅改修費	介護給付	人/月	51	56	55	55	59	62	110
		予防給付	人/月	42	46	76	78	81	83
居宅介護支援	介護給付	人/月	6,687	6,849	7,170	7,285	7,622	7,922	13,756
		予防給付	人/月	2,061	2,209	2,396	2,485	2,585	2,679

※R元年度までは実績値、R2年度は見込値、R3年度以降は推計値。

## ② 地域密着型サービス

### 地域密着型サービスの推移

			2018年度 (H30)	2019年度 (R元)	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2040年 (R22)
認知症対応型通所介護	介護給付	回/月	949	937	803	801	863	920	1,585
		人/月	98	99	83	83	88	93	158
	予防給付	回/月	0	3	0	0	0	0	0
		人/月	0	1	0	0	0	0	0
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	介護給付	人/月	46	57	72	73	76	81	137
夜間対応型訪問介護	介護給付	人/月	63	52	44	42	43	46	81
地域密着型通所介護	介護給付	回/月	8,813	8,589	8,122	8,296	8,693	9,007	14,396
		人/月	1,069	1,051	980	998	1,042	1,082	1,710
小規模多機能型居宅介護	介護給付	人/月	336	377	382	391	410	429	708
	予防給付	人/月	45	37	32	32	33	35	51
看護小規模多機能型居宅介護	介護給付	人/月	78	75	76	78	82	174	238
認知症対応型共同生活介護	介護給付	人/月	497	507	506	528	546	564	760
	予防給付	人/月	5	3	3	3	3	3	5
地域密着型特定施設入居者生活介護	介護給付	人/月	143	149	155	157	157	157	157
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	介護給付	人/月	45	45	46	46	46	46	79

※R元年度までは実績値、R2年度は見込値、R3年度以降は推計値。

## ③ 施設サービス

### 施設サービスの推移

			2018年度 (H30)	2019年度 (R元)	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2040年 (R22)
介護老人福祉施設	介護給付	人/月	1,259	1,333	1,386	1,536	1,536	1,586	1,886
介護老人保健施設	介護給付	人/月	758	745	731	731	731	731	731
介護医療院	介護給付	人/月	0	35	40	40	40	40	60
介護療養型医療施設	介護給付	人/月	54	20	6	6	6	6	

※R元年度までは実績値、R2年度は見込値、R3年度以降は推計値。

### (3) 介護保険給付費等の推計

#### ① 介護保険給付費の推計

介護保険給付費については、サービス種別利用者数の推計値に1人（1回（1日））あたりの介護保険給付費の見込額等乗じ、報酬改定や制度改正等も踏まえて推計しました。

#### 介護保険給付費の推移

(単位：千円)

	2018年度 (H30)	2019年度 (R元)	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2040年 (R22)
居宅介護サービス費	12,036,127	12,548,790	13,308,716	13,696,097	14,507,579	15,239,419	25,020,675
介護予防サービス費	716,573	769,713	851,855	892,891	939,720	978,820	1,325,616
地域密着型介護サービス費	4,019,167	4,183,132	4,293,888	4,430,010	4,604,169	5,055,061	7,482,072
地域密着型介護予防サービス費	55,940	42,033	39,887	40,619	41,686	43,777	65,622
施設サービス費	6,674,172	7,028,294	7,340,244	7,875,278	7,879,647	8,043,088	9,101,413
特定入所者介護サービス費	522,324	542,587	559,120	463,050	426,158	441,167	659,765
高額介護サービス費	733,033	863,734	968,505	762,536	775,304	802,617	1,200,307
審査支払手数料	23,106	29,452	30,213	29,311	30,347	31,416	46,982
合計	24,780,442	26,007,735	27,392,428	28,189,792	29,204,610	30,635,365	44,902,452

※R元年度までは実績値、R2年度は見込値、R3年度以降は推計値。

#### ② 地域支援事業の推計

#### 地域支援事業費の推移

(単位：千円)

	2018年度 (H30)	2019年度 (R元)	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2040年 (R22)
介護予防・日常生活支援総合事業	1,390,578	1,443,407	1,414,465	1,428,512	1,476,005	1,525,702	1,540,029
訪問型サービス	366,269	366,994	373,919	384,919	399,026	414,211	400,343
通所型サービス	804,483	860,831	798,888	821,257	850,001	879,751	854,548
介護予防ケアマネジメント	142,838	135,729	148,187	152,000	156,621	161,383	208,205
一般介護予防事業	69,096	69,525	82,024	59,857	59,857	59,857	60,850
その他のサービス	7,892	10,328	11,447	10,479	10,500	10,500	16,083
包括的支援事業 (地域包括支援センターの運営)	400,995	429,407	439,596	458,422	467,707	484,144	540,000
包括的支援事業 (社会保障充実分)	44,887	58,412	69,961	68,398	68,398	68,398	68,398
任意事業	50,291	41,988	41,852	42,831	45,383	48,190	63,050
合計	1,886,751	1,973,214	1,965,874	1,998,163	2,057,493	2,126,434	2,211,477

※R元年度までは実績値、R2年度は見込値、R3年度以降は推計値。

## (4) 第1号被保険者の介護保険料の算出

計画期間中の給付費等の総額から、第1号被保険者の保険料により負担することが必要な額を算出し、調整交付金の交付見込額や介護保険事業運営基金の取り崩し額等を勘案したうえで、第1号被保険者1人あたりの保険料基準月額を算出します。

### 第8期介護保険料の算定結果

【A】 標準給付費見込額	88,029,767 千円
総給付費	84,267,861 千円
特定入所者介護サービス費等給付額（財政影響額調整後）	1,330,375 千円
特定入所者介護サービス費等給付額	1,758,497 千円
特定入所者介護サービス費等の見直しに伴う財政影響額	▲ 428,122 千円
高額介護サービス費等給付額（財政影響額調整後）	2,014,076 千円
高額介護サービス費等給付額	2,128,145 千円
高額介護サービス費等の見直しに伴う財政影響額	▲ 114,069 千円
高額医療合算介護サービス費等給付額	326,381 千円
算定対象審査支払手数料	91,074 千円
【B】 地域支援事業費	6,182,090 千円
介護予防・日常生活支援総合事業費	4,430,219 千円
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業費	1,546,677 千円
包括的支援事業（社会保障充実分）	205,194 千円
【C】 第1号被保険者負担分相当額 = 【(A+B) × 23%】	21,668,727 千円
【D】 調整交付金相当額	4,622,999 千円
【E】 調整交付金見込額	3,420,033 千円
【F】 財政安定化基金	0 千円
財政安定化基金償還金（※第7期計画期間に資金の貸付を受けていないため）	0 千円
【G】 介護保険事業運営基金取り崩し額	78,000 千円
【H】 保険料収納必要額【= C + (D - E) + F - G】	22,793,693 千円
【I】 予定保険料収納率	98.6%
【J】 予定保険料収納額【= H ÷ I】	23,117,336 千円
補正後第1号被保険者数	350,244 人
保険料基準月額	5,500 円
（参考）第7期保険料基準月額	4,700 円

## (5) 第8期計画期間の所得段階別介護保険料

第1号被保険者の保険料基準月額をもとに、所得段階別に定める第8期介護保険料は次のとおりとなります。なお、段階設定にあたっては、他市の状況等を踏まえ、第12段階の階層を細分化し、第14段階までの階層に変更しています。

### 第8期計画期間の所得段階別介護保険料

段階	対象者	割合 <sup>*1</sup>	年額	月額
第1段階	生活保護受給者または本人が老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税者及び世帯全員が市町村民税非課税者で段階判定収入金額 <sup>*2</sup> が80万円以下の者	0.30 (0.50)	19,800円 (33,000円)	1,650円 (2,750円)
第2段階	本人を含め世帯全員が市町村民税非課税者で段階判定収入金額 <sup>*2</sup> が80万円を超え120万円以下の者	0.50 (0.70)	33,000円 (46,200円)	2,750円 (3,850円)
第3段階	本人を含め世帯全員が市町村民税非課税者で段階判定収入金額 <sup>*2</sup> が120万円を超える者	0.65 (0.70)	42,900円 (46,200円)	3,575円 (3,850円)
第4段階	本人が市町村民税非課税者で段階判定収入金額 <sup>*2</sup> が80万円以下の者（世帯に市町村民税課税者がいる）	0.90	59,400円	4,950円
第5段階 (基準額)	本人が市町村民税非課税者で段階判定収入金額 <sup>*2</sup> が80万円を超える者（世帯に市町村民税課税者がいる）	1.00	66,000円	5,500円
第6段階	本人が市町村民税課税者で段階判定所得金額 <sup>*3</sup> が125万円未満の者	1.10	72,600円	6,050円
第7段階	本人が市町村民税課税者で段階判定所得金額 <sup>*3</sup> が125万円以上200万円未満の者	1.30	85,800円	7,150円
第8段階	本人が市町村民税課税者で段階判定所得金額 <sup>*3</sup> が200万円以上300万円未満の者	1.50	99,000円	8,250円
第9段階	本人が市町村民税課税者で段階判定所得金額 <sup>*3</sup> が300万円以上400万円未満の者	1.60	105,600円	8,800円
第10段階	本人が市町村民税課税者で段階判定所得金額 <sup>*3</sup> が400万円以上600万円未満の者	1.80	118,800円	9,900円
第11段階	本人が市町村民税課税者で段階判定所得金額 <sup>*3</sup> が600万円以上1,000万円未満の者	1.90	125,400円	10,450円
第12段階	本人が市町村民税課税者で段階判定所得金額 <sup>*3</sup> が1,000万円以上1,500万円未満の者	2.00	132,000円	11,000円
第13段階	本人が市町村民税課税者で段階判定所得金額 <sup>*3</sup> が1,500万円以上2,000万円未満の者	2.20	145,200円	12,100円
第14段階	本人が市町村民税課税者で段階判定所得金額 <sup>*3</sup> が2,000万円以上の者	2.40	158,400円	13,200円

- \*1 第8期においても消費税を財源とした国の保険料負担軽減策が第7期に引き続き講じられ、低所得者の実質負担額の軽減が図られている。第1段階の負担割合を「0.50」から「0.30」に、第2段階の負担割合を「0.70」から「0.50」に、第3段階の負担割合を「0.70」から「0.65」に、それぞれ引き下げる。
- \*2 「段階判定収入金額」とは、課税年金収入額と合計所得金額の合計から租税特別措置法に規定される譲渡所得に係る特別控除額及び公的年金等の年金収入に係る所得を控除した金額（合計所得金額に給与所得が含まれている場合は給与所得から10万円控除して得た金額を給与所得とする。なお、給与所得と年金所得の両方の所得があり給与所得に対する所得金額調整控除を受けている場合は、所得金額調整控除を加えて得た額から10万円を控除して得た金額を給与所得とする（控除後の額が0円を下回る場合は0円とする））
- \*3 「段階判定所得金額」とは、合計所得金額から租税特別措置法に規定される譲渡所得に係る特別控除額を控除した金額（合計所得金額に給与所得又は公的年金等に係る雑所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額又は公的年金等所得の合計額から10万円を控除した金額（控除後の額が0円を下回る場合は0円とする））

## (6) 2025年(令和7年)と2040年(令和22年)の将来見込み

団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年(令和22年)に向けては、さらに後期高齢者が増加し、認知症高齢者の増加も見込まれます。

このような中、2020年(令和2年)までの年間総給付費などの推移をもとに、2025年(令和7年)と2040年(令和22年)の将来像を予測すると、介護給付費の増大と介護保険料の上昇が見込まれます。

なお、前計画における2025年(令和7年)の介護保険料基準月額は約6,500円を想定していましたが、国の『地域包括ケア「見える化」システム』に基づく推計値によると、次のとおり減となることが見込まれています。

2020年(令和2年)	2025年(令和7年)	2040年(令和22年)
<b>総人口</b> 438,177人 <b>高齢者人口(65歳以上)</b> 107,241人 <b>75歳以上人口(再掲)</b> 56,307人 <b>高齢化率</b> 24.5% ※ 住民基本台帳に基づく。 10月1日現在。	<b>総人口</b> 441,131人 <b>高齢者人口(65歳以上)</b> 114,788人 <b>75歳以上人口(再掲)</b> 70,041人 <b>高齢化率</b> 26.0% ※ 平成29年度 藤沢市将来 人口推計から引用。	<b>総人口</b> 440,478人 <b>高齢者人口(65歳以上)</b> 150,385人 <b>75歳以上人口(再掲)</b> 80,583人 <b>高齢化率</b> 34.1% ※ 平成29年度 藤沢市将来 人口推計から引用。
<b>要支援認定者数</b> 7,547人 <b>要介護認定者数</b> 12,637人 ※ 9月末現在。	<b>要支援認定者数</b> 8,772人 <b>要介護認定者数</b> 14,978人 ※ 9月末現在。	<b>要支援認定者数</b> 11,393人 <b>要介護認定者数</b> 21,611人 ※ 9月末現在。
<b>年間総給付費(見込)</b> 約290億円 <b>介護保険料基準月額</b> 4,700円	<b>年間総給付費(見込)</b> 約350億円 <b>介護保険料基準月額</b> 5,900円	<b>年間総給付費(見込)</b> 約470億円 <b>介護保険料基準月額</b> 7,400円

今後については、2025年(令和7年)と2040年(令和22年)を見据え、サービス利用者の自立支援や重度化防止に向けた各種取組を進めるほか、適切なサービス提供の確保と介護給付の適正化事業を通じた費用の効率化に努めます。

また、地域支援事業においては高齢者がいつまでも健康であり続けることができるよう、介護予防を推進するとともに、社会参加・支えあいの体制づくりを進め、多様な主体(元気な高齢者等)が地域で活躍することで、より一層、地域コミュニティの活性化が図られるよう、各種施策の連携に努めていきます。

## 6. 計画の成果指標と推進体制

### (1) 成果指標

本計画における理想の高齢社会像の実現に向けて、8つの基本目標に基づいた施策の取組を進めることにより、地域包括ケアシステムの深化・推進をはじめ、2025年（令和7年）を見据え、理想の高齢社会像にどの程度近づけたか、その成果を把握し、その後の施策に反映するため、成果指標を次のとおり設定します。

この成果指標については、参考指標であり、他の関連調査や社会情勢の変化など、様々な状況を踏まえ、総合的に目標値達成状況を分析・評価します。

基本目標	成果指標項目	現状値 (令和元年度)	目標値	出典
【基本目標1】 生きがいをもって暮らせる地域づくりの推進	地域活動への参加	29.4%	40%	藤沢市高齢者の保健・福祉に関する調査
	外出頻度(週3日以上の外出する割合)	81.9%	83%	
	ボランティアなどの活動が積極的に行われている	41.2%	45%	藤沢市市民意識調査
【基本目標2】 認知症施策の総合的な推進	累計認知症サポーター数	26,085人	33,585人	福祉部調べ
【基本目標3】 介護予防と健康づくりの推進	主観的健康感(非常に健康である・健康である)	78.2%	80%	藤沢市高齢者の保健・福祉に関する調査
【基本目標4】 医療・介護及び福祉連携による在宅生活の充実	高齢者の在宅サービス満足度	23.3%	25%	藤沢市市民意識調査
	かかりつけ医の有無	84.5%	85%	藤沢市高齢者の保健・福祉に関する調査
	かかりつけ歯科医の有無	77.0%	83%	
	かかりつけ薬局の有無	66.1%	80%	
【基本目標5】 介護保険サービスの適切な提供	介護保険サービスの満足度(各種サービスの平均)	78.6%	80%	藤沢市介護保険サービス利用状況調査
【基本目標6】 安心して住み続けられる環境の整備	日常生活の中で不安や不自由を感じない割合(全くない・ほとんどない)	49.5%	50%	藤沢市高齢者の保健・福祉に関する調査
	保健・医療・福祉・健康などの生活環境が整った暮らしやすさ	76.6%	78%	藤沢市市民意識調査
【基本目標7】 地域生活課題に対応する相談支援の充実	いきいきサポートセンター(地域包括支援センター)の認知度	63.9%	65%	藤沢市高齢者の保健・福祉に関する調査 藤沢市介護保険サービス利用状況調査
	福祉が充実し子供から高齢者まで守られていると感じる割合	47.3%	50%	藤沢市市民意識調査
【基本目標8】 非常時(災害・感染症等)の対応	災害に対して、市民が不安なく暮らせるまちである割合	53.5%	60%	藤沢市市民意識調査

## (2) 計画の推進体制

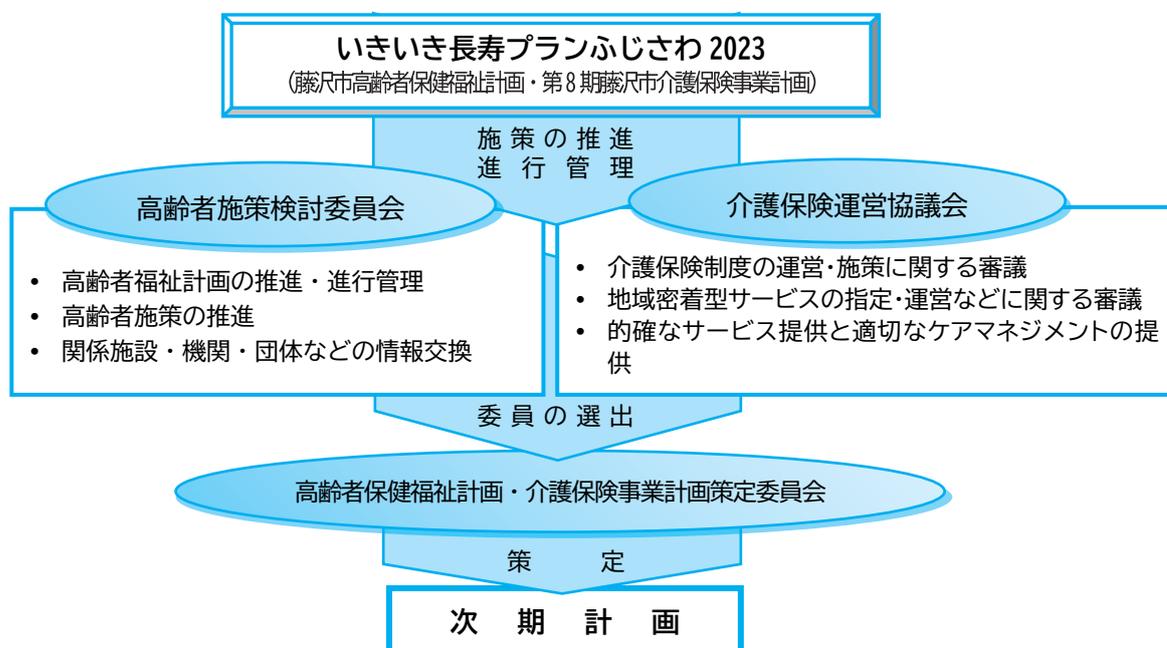
### ① 計画の推進体制と進行管理

本市では、平成12年度から、高齢者施策の推進を図る「高齢者施策検討委員会」及び介護保険制度の適正な運営を図る「介護保険運営協議会」を設置しています。

「高齢者施策検討委員会」では、高齢者に関する福祉施設・関係機関・関係団体などの代表者や、学識経験者、公募による市民が委員として参加し、高齢者福祉計画の進行管理を中心に審議し、施策の推進を図っています。

また、「介護保険運営協議会」では、介護保険サービス事業者・関係機関・関係団体などの代表者や、学識経験者、公募による市民が委員として参加し、的確なサービス提供と適切なケアマネジメントの提供などについて審議し、介護保険制度の適正な運営を図っています。

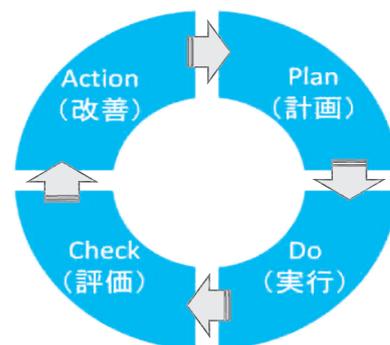
これらの委員会において、本計画の円滑な推進並びに進行管理を図ります。



### ② 評価・検証

本計画における施策の展開について、各施策の事業実施状況を把握するとともに、各事業の計画期間中の見込みや目標値の達成状況及び本計画において設定した計画全体を一体的に評価する成果指標をPDCAサイクルの手法による評価・検証をすることで、効果的かつ効率的に施策・事業を展開し、高齢者福祉における課題解決を図っていきます。

Plan (計画)	高齢者福祉における課題などを踏まえて目標を設定し、目標達成のための計画を策定します。
Do (実行)	策定した計画に沿って各施策・事業を実行していきます。
Check (評価)	各施策・事業の実施結果などに基づいて、計画の進行状況を確認し、目標に対する達成度を評価していきます。
Action (改善)	評価結果を踏まえて、計画をより効果的かつ効率的に進めるための見直し及び改善を行います。



## いきいき長寿プランふじさわ2023 <概要版>

藤沢市高齢者保健福祉計画  
第8期藤沢市介護保険事業計画

発行 2021年（令和3年）3月

藤沢市 福祉健康部 地域包括ケアシステム推進室  
介護保険課

〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1

TEL 0466-25-1111 FAX 0466-50-8412

藤沢市のホームページアドレス：

<http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/>



# いきいき長寿プランふじさわ 2023

概要版

